

## 災害関連義援金の差し押さえ等を禁止する恒久法の制定を求める意見書

近年、自然災害が頻発化しており、多くの被災者が生活再建のための資金を必要としている。こうした被災者を助けたいという人々から寄せられた義援金は、市町村を通じて被災者に交付されるが、被災してもなくなる住宅ローンなどの債務を抱えた被災者は、義援金を含めた資産の差し押さえを受けるおそれがある。

そこで、平成23年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務を抱えていても、義援金を手元に残して生活再建に役立てられるよう、東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律が制定され、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすること及び義援金として交付された金銭を差し押さえることが禁止された。

また、平成28年の熊本地震や、平成30年の大阪府北部地震、西日本豪雨災害の際にも、同様の法律が制定されている。

しかし、これらの法律は、台風や地震などの個々の災害ごとに、その都度制定されており、近年の我が国における自然災害の頻度を考えると、災害の発生後、法律が制定される前に、被災者に交付された義援金が債権者によって差し押さえられ、本来の目的である生活再建に役立てられないおそれがある。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、災害関連義援金が被災者の生活再建に確実に役立てられるよう、災害関連義援金の差し押さえ等を禁止する恒久法を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 7 月 1 日

名 古 屋 市 会

|                      |   |        |
|----------------------|---|--------|
| 衆議院議長                | } | 宛（各 通） |
| 参議院議長                |   |        |
| 内閣総理大臣               |   |        |
| 総務大臣                 |   |        |
| 法務大臣                 |   |        |
| 内閣府特命担当大臣<br>（ 防 災 ） |   |        |